

大阪市立大学大学院 創造都市研究科 都市公共政策研究分野 都市公共政策ワークショップⅡ 講義記録

テーマ；『自己責任』論の功罪と社会保障 一つくられた不信感と思いこみのゆくえ」

講師；福井県立大学教授 北 明美先生

指導教員；小玉 徹教授

日時；平成 26 年 11 月 28 日（金） 自 19 時 00 分 至 21 時 20 分

場所；大阪市立大学 梅田学舎

記録担当；長瀬 康博

配布資料；

○北明美（2014）「社会政策の結節点としての児童手当制度とジェンダー」『社会政策』
第 5 巻第 3 号

○統計等資料（A3 版）

◎内容

配布された資料（主に統計資料）を基に講義があった。なお、講義記録の図表番号は配布された資料に基づいて付番している。

(1) 『社会保障給付の部門別の国際的な比較（対 GDP 比）』（平成 24 年版厚生労働白書）

「社会保障給付」とは、社会保障として国民に渡されるお金やサービスのことです。もともと国民は税金や社会保険料を払っており、その見返りとしてどのくらいのもものが返ってくるか、一国の経済力（GDP）が、どれくらい国民の社会保障のために使われているかを表しているのがこのグラフです。

日本は先進国ですが、先進国の中ではアメリカに次ぐ最低ランクであることが示されています。今、GDP 比で社会保障給付費の割合が一番高いのはスウェーデンではなくむしろフランスです。これは、おそらくここしばらくスウェーデンでは社会民主党に代わり穏健党等右派ブロックが政権を担っていたために、社会保障・社会福祉の費用を抑制気味だったことが影響していると思われます。今年、社会民主党が復帰しましたので、次の統計が出るころにはスウェーデンはフランスを抜くか注目されます。

福祉先進国のドイツ・スウェーデン・フランスは福祉サービスの割合がグラフの高さを積みあげています。他方、日本の年金の対 GDP 比はまあ先進国並みですが、それ以外の特に、「福祉その他」の割合が劣っているのがわかると思います。

年金の比率が高いといっても、一人ひとりが受け取る金額がスウェーデンなどと比べて必ずしも高いわけではありません。グラフの国の中では日本の高齢化率が一番高いですから、その結果であると考えられます。

日本が一番高齢社会だということは、一番社会保障にお金がかかって、GDP 比でも一

番高い比率になっていても不思議はないはずですが、その日本が、実はこの程度に社会保障給付を抑えこんでいるということもここでは示されています。

これは 2007 年についてのグラフですが、日本のその後の社会保障給付費については以下の通りです。

2009 年…22.58%、2010 年…22.69%、2011 年…23.67%

ところで、2000 年当時の高齢化率（65 歳以上人口比）は以下の通りでした。

日本…17.2%、スウェーデン…17.4%

このように高齢化率で、日本は 2000 年段階で、スウェーデンと肩を並べていたのです。その意味で状況は同じであったにもかかわらず、この 2007 年のグラフのように社会保障給付の対 GDP 比には大きな開きがあるわけです。高齢化率というものが、自動的に国の政策やあり方を決めるのではなく、国の政策が違いをつくるのだということが図から読み取れると思います。

(2) 『各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較 (2007 年)』 (同上)

「家族関係社会支出」とは、国の経済力が生み出す資源（貨幣・サービス）のうちどのくらいが子育て支援に回されているかを示すデータです。

ここでは (1) の社会保障給付以上にほかの国との差が開いているということに気付かれると思います。それでも図に示されているように、日本は 2007 年から 2012 年の段階で少し伸びました。これは旧自公政権から民主党政権への交代の影響です。そこで子育て向けの公的支出が伸びましたが、それでも米国よりは少し高いという程度の状況です。

このグラフには 2012 年のデータしか出ていないのですが、実は日本の家族関係社会支出の対 GDP 比は 2011 年の方が高かったのです（論文資料の p. 57・図 16 参照）。2012 年度は前年度より少し下がったわけです。これは 2012 年度に「子ども手当」が「児童手当」に代わり、一部の子どもについては金額が少し上がりましたが、大多数の子どもについては金額が下がったこと、さらに所得制限も付けられたことの結果です。このようにして手当の総額が削られた影響であると考えられます。

「子ども手当」のせいで保育サービスの伸びが押さえつけられたと考える人がいるようですが、それが真実なら 2012 年度はかわりに保育サービスが伸びて、全体として 2011 年度に並ぶか超えるような GDP 比になってもいいはずですが、実際にはそうなりません。 「子ども手当」・「児童手当」と 2 つ名称ができてしまいましたが、保育サービスの伸びを邪魔しているのは、こうした「児童手当制度」ではないということがわかるのではないのでしょうか。

(3) 『国民負担率 (対国民所得比) の国際比較 (主要先進国)』 (同上)

社会保障給付は国民に返ってくるものであり、それに対し「国民負担率」というのは、

国民が一年に稼いだ貨幣（国民所得）からどれだけ税金や社会保険料を納めているかの割合を表しています。しかし、国民負担率という言葉は国際的には通用しない・日本だけが国民負担率という概念を使っているという指摘を聞いたことがあります。

実際、税は社会保障だけではなく、防衛費や公共事業など他のものにも使われています。社会保障以外のものにも使われている税の負担率を社会保障負担率（社会保険の保険料など）と一括し合計したものを、社会保障と結びつけることにどれだけ意味があるのでしょうか。

もっとも厚生労働省がこのグラフを示した狙いは、本当の負担率はそれだけではないとアピールすることにあると思われます。右上の式にあるように、財政赤字の対国民所得比も将来の国民の負担であり、これも足さないといけないといいたいのでしょう。ゼロの下に突き出ているグラフ部分、これが財政赤字分の国民所得比で、これを足して「潜在的国民負担率」という概念を出しています。

スウェーデンは福祉国家であるが、福祉に力を注ぎすぎて財政はめちやくちやになったとひと昔前の人をよく言っていましたが、このグラフではスウェーデンはむしろ優等生です。

他方、英国もフランスも日本に負けなくらい財政赤字があります。にもかかわらずすでに見たように社会保障全体にも、子育て支援の社会保障費にも日本よりはるかに力を入れています。厚生労働省がこのグラフを掲げた狙いとは逆に、財政赤字は必ずしも社会保障あるいは子育て支援の社会支出に力を注げない理由にはならない、ということがこのグラフから読み取れるのではないかと私は思います。

(4) 『相対的貧困率』（平成 25 年版子ども若者白書）

1 子どもの貧困率

家庭や個人を所得の低い順に下から積み上げていった時に、中央値の半分以下の所得しか得られていない状況を相対的な貧困と呼びます。

日本では相対的貧困状態で暮らしている子どもが、15.7%存在しています。大人も含めた相対的貧困率 16.0%ですから、子どもだけで見た場合の方が少し低いように見えますが、他の OECD 諸国の 2008 年における子どもの相対的貧困率は、デンマークが 2.7%（当時最小）、スウェーデン・フィンランド・ノルウェーでいずれも 4%台です。これらと比較すると、日本の子どもの貧困率がいかに高いかがわかつて思います。

実際、日本は OECD30 ヶ国のうち悪い方から数えて 10 番目、ワースト 10 に入っています。つまり日本の子どもの相対的貧困率は高いほうに入るのです。また、その理由もはっきりしています。先ほどから見てきたように、社会保障のお金がどれくらい使われているかによって子どもの貧困率に差が出ています。同様に、家族関係社会支出の対 GDP 比が日本より低い 米国の子どもの相対的貧困率が日本以上に高いのもうなずけます。

2 子どもがいる現役世帯の貧困率（同上）

大人（親）が1人の世帯は50.8%が相対的貧困の状態にあります（2009年）。これはOECD諸国でワースト1です。また、大人（親）が2人以上の世帯の貧困率は12.7%です。ひとり親だけではなく二人親の場合も1割以上の家庭が相対的貧困の状態であるということです。

ひとり親家庭は日本ではまだ一部分、少数派であり、大多数は二人親家庭なので、平均すると子どもがいる現役世帯全体の貧困率は14.6%ということになります。ただ、注意しないといけないのは、この統計では子どもが18歳以上になると大人としてカウントされるので、2人の大人がいるとされる世帯には、実はひとり親+18歳以上の子どもがいる世帯が含まれているということです。つまり、ひとり親家庭の貧困については、50.8%でも過少に計上されている可能性があります。

(5) 『来年度予算を家計に例えると…』時事ドットコム（2013年12月24日）

この記事では、新規国債発行を消費者金融からの借金に例えて解説しています。けれどこの例え方はおかしいのではないのでしょうか。日本の国債の特徴は国内での消化が多いということです。とすると、例えるなら、家庭の外の消費者金融からではなく、同居している家族か、あるいは、この記事の想定では地方にいらしていることになっている祖父母の貯金から借りたものに例えるべきでしょう。同じ家族・親族内の金の貸し借りであり、借りられたお金は貸し手の孫の教育費になったり、貸し手である祖母の介護用品に使われたりすることもあるのです。消費者金融はその一家を破産させてもとりたてを行うかもしれませんが、ここではそのような関係にはなく、現役世代の負債は、同時にその人と利益をともにする他の家族員か親族の債権なのです。

もともと政策的に規模が決められる国の予算を、与えられた給与や収入しかない個人の家計に例えたりすること自体がおかしいのです。しかし、国債を消費者金融からの借金に例え、年収とほぼ同額の借金があるような個人の家計と国の財政を同一視させることで、国民の危機感を煽る効果は大きいわけです。財務省のHPにも同様の例えを使った解説があり、それをもとに各紙が毎年末に同じような記事を流す。非常に意図的だと思います。

(6) 『税収増分、法人税の代替財源に』（時事通信社、2014年6月9日）『法人減税、財源後回し』（朝日新聞、2014年6月13日）

法人税率ですが、1%下げると少なく見積もっても年間4700億円税収が減るのでそうです。経団連の要求通り減税を行うと、少なくとも2~3兆円は税収に穴が開くということです。(5)の記事のように財政について危機感を大きく煽っておきながら、その舌の根もかわかないうちに、うってかわってえらい余裕のある話だなど思われませんか。

その穴はどうやって埋めるのかというと、「榊原会長は『(法人税)減税を先行し、1

～2年のうちに代替財源をしっかりと確保すべきだ』と強調』したと報道されています。法人税は財界の要求通りとにかく下げて、その穴埋め財源は政府が考えろと言っているわけです。民主党政権時代に、前もって財源を示さない政策は無責任だとあれほど言われていたことはどこに行っただけでしょう？

もっとも、その点にはついては、榊原会長は「恒久的な財源としては、税体系全体の見直しと社会保障制度改革などの歳出削減で対応すべきだとの認識を示した」ということです。法人税を減らす分、社会保障を減らせ、それと消費税をもっと増やせという要求だと思います。この記事を見る限り、消費税や社会保障の抑制部分は法人税減税の穴埋めに使われるとみなさざるを得ないのです。

財政悪化の原因としては、高所得者に対する所得税率の引き下げが長期にわたって続けられてきたこと、また法人税減税も今に始まった話ではなくずっと以前から継続的に行われてきたことが指摘されています。単に景気悪化による税の減収だけが原因なのではないのです。また、国債増の直接のきっかけは公共事業でした。マスコミは社会保障の自然増が原因だと決まり文句のように言いますが、実際にはそれだけが原因ではないことが忘れられがちではないでしょうか。

公的な子育て支援の充実で少子化問題が良い方向に改善し、女性の就業率の上昇と同時に生産年齢人口の比率が長期的に高まっていけば財政的な見通しもだんだん明るくなってくるし、それが望ましいと思います。

今年になって安倍政権は合計特殊出生率1.8%を目指す方針を打ち出しました。ところが今朝の新聞報道によれば、自民党のマニフェストにあった幼児教育の無償化政策で、5歳児の保育料の無償化あるいは低減を行う予定だったはずが、消費税率の引き上げが先送りになったために、見送るという決定がなされたということです。このように子育て支援のための社会保障費や公的な教育負担をあくまで抑制する政策が続くのでは、少子化問題が改善しないのは当たり前だと思います。

(7)『児童・家族関係給付費の推移』(国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」)

この統計では児童手当関係の給付総額が、2009年から2010年にかけて約2倍と急激に上がっています。これは言うまでもなく、「子ども手当」の効果です。実際、旧「児童手当」時代の2009年度は9,969億円で1兆円いかなかった給付総額が、2010年度には2兆4,641億円になっています。この年の6月に「子ども手当」が導入されたからです。すでに述べたように2011年度には10月から一部手当額が下がりましたが、一部は上がり、かつ所得制限は2011年度にはまだありませんでしたので、この年も給付総額は微増しています。

日本ではひとり親家庭での子どもの貧困率がとくに高いということから、「児童手当」・「子ども手当」は止めて、ひとり親対象の「児童扶養手当」に絞ればよいと主張す

る人もいます。また、「子ども手当」に費用が向けられたために、「児童扶養手当」への支出が増えないのだと解釈するひともいるかもしれません。しかし本当にそうでしょうか？

たしかに 2009 年度から 2010 年度にかけて「児童扶養手当等」の給付総額は若干減っていますが、2008 年度と比べるとむしろ増加していますし、2011 年度も増加しています。また、保育等の児童福祉サービスも、2009 年度以前に対し 2010 年度・11 年度は漸増しています。つまり「子ども手当」におかれて、「児童扶養手当」や保育サービスへの公的支出が伸びなかったということはなく、むしろ「子ども手当」・「児童手当」が伸びるときは、「児童扶養手当」や「児童福祉サービス」も伸びるときであるということを示唆しています。

(8) 『働くひとり親子ども 2 人の世帯の負担率の推移』『日本の税・社会保障制度が貧困を削減する程度』(ふえみん 2014 年 9 月 25 日号掲載・大沢真理氏作成グラフ)

1 『日本の税・社会保障制度が貧困を削減する程度』のグラフ

税金や社会保険料を払い、それを元に所得の再分配が行われます。当初所得（最初の収入）における家庭間の格差は税制や社会保障による所得再分配の結果として、富のあるところからより少ないところへ流れていくことで平等が図られます。それが所得再分配の役割です。ところが日本の場合、子育て家庭について言うと、社会保険料や税金は徴収されるものの、社会保障として戻されるもの（見返り）が少なく、むしろ子どもについてはマイナスになっています。大沢真理さんはこれを逆機能と呼んでいます。

普通は、社会保障制度と税制による再分配後の可処分所得の世帯間格差は縮まり、貧困層が底上げされます。日本でも高齢者がそうになっていて、このグラフの中では一番貧困削減率が高いのですが、子育て家庭についてはそうになっていません。ひとり親家庭の場合はかろうじてプラスのグラフとなっていますが、それも 1995 年と 2005 年を比較すると大きく減少しています。

2 『働くひとり親と子ども 2 人の世帯の負担率の推移』(同上)

ここでの負担率の定義は負担（所得税＋社会保険料－社会保障現金給付）の収入に占める割合のことで、負担率が高いほど、払っているものが多く、見返りが少ないことを表しています。

大沢真理氏によれば日本では 2008 年から 2010 年にかけてこの負担率が下がりました。明らかに「子ども手当」の効果です。これはひとり親の家庭についてのグラフであることに注意してください。先ほどの述べたように「子ども手当」は「児童扶養手当」と比べて必要性が薄かったと考える人がいるかもしれませんが、実際にはひとり親家庭についてもこうした改善が現れていたのです。けれど「子ども手当」が新「児童手当」に代わった 2012 年以降は負担率が跳ね上がり、以前の状態に戻ってしまいました。

(9) 『被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移』 (厚生労働省 website)

厚生労働省はこのグラフに「生活保護受給者数は216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている」という見出しをつけています。毎年増え続けていることが強調されているわけです。ですが、ここで見るべきものはそれだけではありません。

平成25年11月時点で、生活保護受給者数は2,164,857人で、1,595,596世帯が生活保護を受給しています。生活保護を受けている人の比率は1.70%です。まだ1%台で、2%に届いていません。たしかにバブル景気のころは1%を切っていたのですが、その後増加してきました。これは明らかに不景気の影響です。保護率の上昇は景気の動向と平行に動くことが良くわかるグラフです。

もう一つ気づくべき点があります。史上最高の生活保護受給者数と強調されていますが、昭和26年時点でも2,046,646人が生活保護を受給していました。当時の保護率は2.42%で、今より高かったのです。なぜ昔の方が被保護者数は今より少ないのに、保護率はより高いのか。当時の日本の人口は1億人を超えていませんでした。今は1億2千万人以上いますので、より母数が大きいため、被保護者の増加があっても保護率はさほど上がっていないということになります。

現在よりはるかに経済力・財政力が弱かった当時の日本で、今より保護率は高かったわけですが、それでもその後高度経済成長に入っていました。今の日本は不景気が続くとはいえ、当時と比べるとはるかに経済力が強いわけですから、この程度の保護率で財政や経済が危機に陥るなどと言いつけるのは誇張というしかありません。

(10) 『生活保護費負担金 (事業費ベース) 実績額の推移』 (同上)

どのくらい生活保護のために国の税金が使われているかを示すグラフです。生活保護費の予算は全体として3.8兆円ですが、大体このうち国が3/4、地方が1/4を負担しています。平成26年度予算案では国の負担金は2兆8,823億円です。

(11) 『一般会計・特別会計の主要経費別統計』 (財務省 website)

一般会計と特別会計の総額は237.4兆円です。したがって(10)のグラフでみた生活保護への国の負担金(2兆8,823億円)がそのうちに占める割合は1.2%程度にすぎません。これをどれほど切り詰めても、国の財政が大きく改善されるということはないと思われま

す。しかも切り詰めることで、場合によっては死者も発生するのですから、そちらのほうを深刻に考える必要があると思います。

この数字に補正予算分は入っていませんから、補正予算を含めると、もっと生活保護費が占める割合は低下します。

(13) 『あなたの暮らしも危ない？誰が得する？生活保護費引き下げ』（日本弁護士連合会）

生活保護バッシングが日本を吹き荒れました。いまだに生活保護の制度や受給者に対する反感や批判が強いようです。そうした反感を抱いている人の多くは、生活保護受給者は働いていないと思いきや、働いている節がありますが、そうではありません。生活保護を受給しながら働いている人も少なくないのです。

数年前に最低賃金の水準と生活保護の水準とをマッチさせる、最低賃金法の改正が行われて、生活保護基準、特に生活扶助基準の方が最低賃金より高い場合、最低賃金を上げなければならないことになりました。その結果、今年やっと逆転現象が全国的に解消されました。

しかし、今後、生活保護基準が上げられないか、引き下げられていくと、最低賃金を引き上げる下からの押し上げ圧力が働かなくなります。生活保護基準の引下げは受給者以外にもこうしたマイナスの影響があることを日弁連のこのチラシは伝えています。

(12) 漫画『陽のあたる家』さいきまこ作（秋田書店）の抜粋

離婚したひとり親家庭のお母さんが、自分は生活保護を受けずに頑張っているのに、娘の友達の家庭は両親がそろっていながら生活保護を受けていると憤慨している場面です。

しかし、このお母さんは、就学援助を受けており、娘の修学旅行費もそれでなんとかするつもりでいました。ところが就学援助の所得制限を生活保護基準と連動させる都道府県や市町村が多いため、生活保護基準が下がると、これまで就学援助を受けられていた人も受けられなくなるかもしれないと知り、驚き不安になっているというのが次の場面です。

実際には、当面は生活保護基準引き下げに連動させない運用をしたり、違う基準を用いたりした自治体もありました。国も単純に就学援助に連動させないように指導しています。ただ、すべての都道府県・市町村がそれを受け入れるかという問題は残ります。

次の場面では生活保護基準の引下げで自分の介護保険料にも影響が出るかもしれないと高齢者が心配しています。旦那に死なれてひとりで必死に働いてきたのに。と怒っています。これに対し、先ほどのひとり親のお母さんがお互い苦勞しますよねと声をかけたところ、あんたと一緒にしないでと言われてしまいました。自分は夫と死別したのであって、最後まで夫に添い遂げた妻だけれど、あなたは自分の勝手に離婚したんでしょというわけです。

この漫画が描きだしているように、国民がこのようにお互いに非難しあい分断されていく仕掛けというものがこの日本にはあると私は感じています。

(14) 『医療費 5年連続で増加』（朝日新聞 2013年 11月 15日）

(15) 『医療費 30 万円突破』(福井新聞 2013 年 11 月 15 日)

これらの記事が伝えるのは、医療費が増加したのは高齢者が頻りに病院に行くからであるとか、あるいは社会の高齢化で 65 歳以上のために使われる医療費が増えるからである、よって医療関係の予算や収支が赤字基調になるというメッセージでしょう。医療費には国の税金も投じられていますから、このままでは国の財政がダメになってしまう。自治体が運営する国民健康保険の収支も悪化する一方であるということが強調されています。

(16) 『医療費の対 GDP 比、一人当たり医療費』(OECD HEALTH DATA 2012)

医療費というのは、患者が病院の窓口で払うお金(一部負担金)だけではありません。最終的に病院や診療所等に 1 年間に支払われるお金の総額のことをいいます。

その出所は、患者が窓口で支払う一部負担金に加え、そのひとが加入している公的医療保険から支払われる療養費等で、その財源は保険料と国・地方の税金からなっています。

ここで示されているように、GDP 比でみて、一番医療費の割合が大きい国は米国です。米国では病院までも株式会社経営になっているそうです。また、皆保険体制ではなく、高齢者等を除いて自由診療が行われています。国民の多くは公的な保険ではなく、民間の医療保険会社と契約しています。よくある考え方に、公的な機関が何かをすると非効率になりがちだが、民間に任せると、効率がよくなりコストが下がるというのがあります。けれど、少なくとも米国の医療費はそうっておらずむしろ他の国より割高になっています。

理由の一つとして、薬剤会社が価格を釣り上げているという問題が指摘されています。また富裕層が最先端の高額な医療を利用することも理由に挙げられています。

他方、世界で一番高齢社会といわれている日本の医療費の対 GDP 比は 9.5%で 16 位であり、決して高いほうではありません。この GDP 比は現在もほぼ変わりません。そういうわけで、世界の目から見ると日本の医療保険は優等生といわれているそうです。こんなに安いコストで、しかも寿命は世界一ですから非常にコスト・パフォーマンスが良いほうの国である訳です。

(17) 『所得格差は病気を生む土壌』(朝日新聞)

これは 2013 年 5 月 5 日付の投書欄に掲載されていました。所得格差が少ない国の方が国民全体の健康レベルも高く、犯罪率も低い。他方、格差の大きい国では、犯罪率が高くなり、健康レベルも全体的に低下する。それらの点で日本はとても良いパフォーマンスを発揮しているという英国の研究を紹介しています。

私は日本の社会保障財政はまったく問題がないといたいものではありません。ただ、物事には両面があり、政府があまり言わず、マスコミも大きく報じないこのような事実

があることもきちんと見ておく必要があると思います。

(18) 『公的年金 加入者数の推移』(厚生労働省 website)

平成 24 年度の公的年金の加入者数は 6,735 万 6 千人です。第 1 号被保険者は主に自営業者で構成されていましたが、現在は自営業者の割合は半数を切っていて、ほとんどが非正規労働者・失業者の世帯主等から構成されています。

第 2 号被保険者は被用者から構成され、民間は厚生年金、公務員等は共済組合に加入しています。共済年金は来年、厚生年金と統合の予定ですが共済組合は残るそうです。数としてはこの第 2 号被保険者が一番多いです。

第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者の配偶者である被扶養の人で、第 1 号被保険者の配偶者は第 3 号被保険者にはなれません。わかりやすく言えば、サラリーマン・サラリーウーマンと結婚している専業主婦(夫)の人です。過去は 1 千万人を超えていましたが、現在は 960 万 2 千人です。

(19) 『国民年金 給付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)』(同上)

国民年金保険料が払われるべき月数は平成 24 年度で 1 億 5,274 万ヶ月分でしたが、実際に納められたのは 9,010 万ヶ月分でした。こうしたデータ等から保険料を払っている人は 2 人に 1 人しかいないので、もう国民年金はもたないと思っているひとがいます。しかし、半分しか払っていないというのは、(18) の表の第 1 号被保険者(1,863 万 7 千人)の中だけで見た話なのです。

第 1 号被保険者は国民年金加入者のあくまで一部です。その他に第 2 号被保険者も第 3 号被保険者もいます。第 2 号被保険者の保険料は、いわゆる 2 階部分の厚生年金や共済年金の財源にもなりますし、この統計には出てきませんが、国民年金の財源にも入ります。保険料を半分の人しか払っていないあるいは半分の月数分しか払われていないから、国民年金は破たんするという説明は大きな間違いです。

しかも国民年金保険料を払っていないこうした統計に挙げられる人たちの中には、学生納付特例の人が含まれていて、この人たちは卒業すると追納する予定になっています。また免除を認められた人や、若年者納付猶予といって 30 歳以上になるまで納付猶予を認められている人もカウントされており、この中からも 10 年以内に追納する人が出てきます。

そのうえ、この人たちが追納しないままですら、25 年という受給資格を満たさなければ無年金になりますので、年金財政からの支出を増やすのではなくて、むしろ減らすことになります。また、この人たちが少しは納めたけれど受給資格に届かなかったために年金を受け取れなかった分の保険料は、他の被保険者の年金の財源になります。結局、これらの人たちは年金制度を危うくしているというよりは、むしろ払い損をしている人たちともいえます。

また、未納者の数はしれています。なぜそういえるかという、1千万人近い第3号被保険者の方が断然数は多いからです。この人たちは第3号被保険者である限り、国民年金保険料を一切負担しません。追納もしません。しかも老後は国民年金を受け取る可能性が高いわけです。そうした人たちの1千万人以上日本の年金財政は長い間抱えてきているわけで、そちらのほうに目を向けるべきではないでしょうか。この第3号被保険者が保険料を払うことになれば、それだけで年金財政は相当改善されることになり、長期的にしか改善できない少子高齢化よりも即効性があります。

年金は破たんすると言いつつ前にいくらでも考えるべきことはあります。いろいろな誤解にとらわれていたずらに危機感を煽られるようなことはやめたいものです。

(20) 『海江田代表 年金積立金の運用方針批判』(NHK ニュース・2014年11月1日)

年金は赤字と思われていますが、実際には集められている保険料よりも支払われている年金総額の方が少ないのですから、積立金があるわけです。その積立金は現在120兆円で、この額は世界最高です。少し取り崩して国民年金保険料を安くすることも考えていいと思うのですが、できるだけ長い期間、この積立金を保っておきたいというのが日本のこれまでの政策です。

この記事では、その年金積立金からの株式投資を増やす方針がとられようとしていると報じています。それに対し民主党が『株価を上げてアベノミクスが何とか成功しているように見せかけるためだ』と批判しました。／そのうえで海江田氏は『年金の保険料は安倍総理大臣のものではなく、支払っている国民のものだ。全く国民に問うこともなく、一方的にこうしたことを推し進めるのは、国民の意見を聞かない安倍政権の姿勢そのものだ』と述べました」ということです。

どこの国でも、米国ですら積立金をリスクの高い株式には投資しないのです。主に国債など手堅いといわれているもの、安全と思われるものに運用されるのがこれまでの政策でした。それがいま破られようとしています。

注意しなければならないのは、これを厚生労働大臣が自ら主張していることです。本来であれば厚生労働大臣が身体張って止めなければならないはずなのですが、現在は違っています。

(21) 『混合診療申し出／窓口病院を拡大』(朝日新聞 2014年11月6日)

混合診療を解禁しろということは昔から主張されてきましたが、それを患者の申出により可能にしようとする計画が打ち出されています。

混合診療とは、公的な医療保険が適用される診療とされない自由診療とを組み合わせる診療のことです。混合診療になると保険が適用される部分も含めて患者が全額医療費を負担すると決められていて、これが混合診療の禁止ということ。ただし例外的に、本来公的医療保険が適用される治療部分はそれを利用できるようにし、それ以外の自由

診療部分についてだけ全額払うというやり方が一部の診療等で認められています。

その例外を増やそうという計画で、適用範囲の「拡大策について、厚生労働省は、全国に 86 ある特定機能病院でも治療の申し出を受けられるようにする方針を決めた。／患者が利用しやすくする狙いだ。／混合診療は保険がきく部分も含めて全額自己負担が原則だ。ただ、先進医療などに限り例外的に保険が使える。新制度はこの例外を広げる」と報道されています。

「患者が利用しやすくする」のは良いように聞こえますが、患者が一番求めているのは、その新しい治療方法が全額公的医療保険のきく治療になることです。ところがそれまで長く待たなければならないという問題があります。安全性の確認に時間がかかるというだけでなく、公的医療保険が適用され患者が高額な費用のかかる医療を利用しやすくなることによって、国や地方の持ち出しが増加することを嫌い、保険適用の認定に慎重になる傾向があると指摘されています。医学的な理由だけではないわけです。

しかし、それでもこれまでは公的医療保険の適用を拡大するよう努力してきたわけですが、それを早めるという努力ではなく、むしろ混合診療を拡大する方向を選ぶということになると、公的保険適用を進めるインセンティブが働かなくなります。しかも自由診療部分については、病院側が自由に価格を決められる部分も大きくなります。患者と病院は不対等な関係ですから、患者は不当な高額を押し付けられてもすぐには不当とわかりません。

本人からの申し出があればよいと、自己責任・自己選択を押し出している点が今回の新方針のポイントです。公的な責任を後退させこれまで以上に自己責任を強調する国にされようとしていると痛感します。

(22) 『アベノミクスで恩恵を受けたのは』

(<http://news.mynavi.jp/news/2014/11/18/308> 2014/11/18)

アベノミクスは効果があったのか否か、この先も論戦が繰り広げられると思いますが、一つだけ効果があった点があります。それは富裕層と超富裕層が増加したということです。「金融資産保有額が 1 億円以上 5 億円未満の『富裕層』および同 5 億円以上の『超富裕層』の世帯数は 100.7 万世帯となり、2000 年以降のピークである 2007 年を 10.4 万世帯上回った」と報じられています。この記事と先ほどの子育て家庭の相対的貧困の記事をぜひ見比べていただきたいものです。

増加した理由ですが、「多くがこの 2 年間で資産を増やして富裕層になった」、「富裕層・超富裕層には、上場企業等のオーナー経営者や上場・非上場企業の株主が多く含まれるため、アベノミクスによる株価上昇がもたらした金融資産増加の影響が大きかったと分析している」と書かれています。経営者として法人税減税の恩恵を受け、個人としても金融資産増加（分離課税であるため税率も低い）の恩恵を受ける。こういう人たちが、アベノミクスを支持していると言えるでしょう。

(追加)『家族関係社会支出の対 GDP 比を 3%に』(内閣府「少子化危機突破タスクフォース(第2期)政策推進チーム第3回(2014年2月23日)」提出の渥美由喜作成資料)

渥美氏の分析によると、家族関係社会支出が対 GDP 比 3%を超えた国は出生率が 2%程度まで上がるということです。

フランス、英国、スウェーデンは 3%を超えるか、超えつつあります。日本は 1%程度ですので、はるかに道は遠い。国民にいくら家族や子育ての大切さを説教したところで、国が金を出さないままでは、合計特殊出生率を上げることはできないということです。

国が出生率を上げたいのであれば、法人税減税を止め、社会保障に回したほうがよからうと私は考えます。

まとめほか

分断して支配する、封建時代の統治策としていわれてきたことが、現在の日本にも生きていていると感じています。

(論文資料の p.44・図7参照)この図は、旧自公政権時代の旧「児童手当」のグラフですが、白色が旧「児童手当」の年額、黒色が「年少扶養控除」による税軽減額で、それらを足した可処分所得の増大の程度を表したグラフです。ポイントはいびつな形をしていることです。高所得者ほど有利になる傾向が垣間見られます。さらに、所得制限があり世帯主年収が 860 万円以上の家庭の子どもには旧「児童手当」は払われませんでした。したがってそれ以上の所得者層のグラフには白色の棒グラフがなく、年少扶養控除のみがあるのですが、これは高所得者ほど有利になります。

これらの高所得者層は低所得者層の国民をどんな目で見るとでしょうか。自分たちが稼いで納めた税金が低所得者の手当に回り、自分たちには手当がありません。そう考えれば手当に反感を抱き、自分たちの税負担を少なくする控除の拡大のほうを支持するようになるのも自然なことです。ここでも国民の間に分断を作る構造がビルトインされていると言えます。

(論文資料の p.48・図8参照)「子ども手当」の導入をきっかけに年少扶養控除は廃止されましたが、かわりに所得制限も廃止され、「子ども手当」は高所得者にも低所得者にも同様に払われるようになりました。年少扶養控除がなくなったことにより富裕層ほど税負担増になり、その結果、さしひきの可処分所得は低所得者ほど有利で高所得者ほど不利という垂直的な再分配の姿になっています。こちらの形の方が社会保障としては綺麗だと思います。

ただ、高所得者がさしひきマイナスというのは必ずしもよくないと考えます。これも国民間の分断、新たな対立の種になるからです。そこで、将来的に月額 13,000 円の「子ども手当」を 20,000 円に上げていけば、全ての子育て家庭の可処分所得の増大となり、

こうした分断を避けることもできたはずでした。

しかし、それには国費からの追加的な財政支出がさらに必要となります。加えて、誤解や曲解も入り混じった「子ども手当」バッシングが巻き起こされ、自民・公明両党の要求に押されて、「子ども手当」の名称が「児童手当」に戻っただけでなく、手当額が一部の子どもを除いて切り下げられ、所得制限も再度導入されるという逆行がおきてしまいました。

(論文資料の p. 52、図 15 参照) このグラフは、「子ども手当」と新「児童手当」における税負担増と手当による収入増を差し引きした額の比較です。旧「児童手当」に比べれば、新「児童手当」の方が綺麗な形、すなわち「子ども手当」と同じく低所得者ほど有利で高所得者の方はマイナスになっています。

しかしながら、新「児童手当」の場合は「子ども手当」よりさらにマイナスが大きくなっています。これは先ほど述べた国民の分断の拡大であり、新「児童手当」を縮小に追い込んでいくメカニズムがビルトインされたことを意味します。このような政策のありかたは望ましいものとはいえません。共稼ぎであろうと片稼ぎであろうと、あるいは二人親家庭であろうとひとり親家庭であろうと、子どもを育てる苦労はみな共通しているという発想にたって、国の負担で同じ金額の手当を子どもたちに支給する制度を支持する方が健全だと思います。

親の収入を理由に子どもから手当を取り上げてはならないというのがヨーロッパ諸国の児童手当制度の発想だそうです。他の国ではこのような制度に所得制限はありません。児童手当制度は子どもの権利なのだから親の収入を理由にその権利を奪ってはならないという考え方なのです。

ところが日本は逆です。児童手当制度を、子ども自身というより親の利益と解釈し、そのうえで、親の収入の高低により支給される家庭とそうでない家庭を二分する所得制限を導入するだけでなく、さらに現在の 960 万円という限度額を引き下げようとしています。そうやって、子どもたちから次々と手当を奪っていく。日本に特有のこうした発想をのりこえていくために、親の所得に関係なく子どもたちに平等に支給される普遍的な児童手当制度を確立していくことは人びとの分断をのりこえるための重要な一歩だと私は考えます。

以上